

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	町田市 子ども・子育て支援事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和5年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援事務
②事務の概要	町田市は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定、「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育給付に係る支給認定 2 教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施 3 利用者負担額等(保育料)及び育成料の決定・収納・滞納等の管理
③システムの名称	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条別表第1の8項及び94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第8条7号・8号及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2における情報照会の根拠 ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童福祉法または子ども・子育て支援法関係情報」が含まれる項(13及び116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第10条の3及び第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども生活部保育・幼稚園課、児童青少年課
②所属長の役職名	子ども生活部保育・幼稚園課長、児童青少年課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部保育・幼稚園課、児童青少年課 電話:042-724-2137、042-724-2182 FAX:050-3161-8635、050-3101-8380

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	公表日	平成27年6月30日	平成29年1月31日	事後	軽微な内容の変更
平成29年1月31日	I 関連情報 3法令上の根拠	・番号法第9条別表94項	・番号法第9条別表第1の8項及び94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第8条7号・8号及び第68条	事後	軽微な内容の変更
平成29年1月31日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「子ども・子育て支援関係情報」が含まれる項(116の項)	・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童福祉法または子ども・子育て支援法関係情報」が含まれる項(13及び116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第10条の3及び第59条の2	事後	軽微な内容の変更
平成29年1月31日	I 関連情報 5 ②所属長	押切 健二、小田島 一生	押切 健二、佐藤 智恵	事後	軽微な内容の変更
平成31年2月28日	I 関連情報 5 ②所属長の役職名	押切 健二、佐藤 智恵	子ども生活部保育・幼稚園課長、児童青少年課長	事後	軽微な内容の変更
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更に伴い記載事項が追加されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2における情報照会の根拠 ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童福祉法または子ども・子育て支援法関係情報」が含まれる項(13及び116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第10条の3及び第59条の2	番号法第19条第8号別表第2における情報照会の根拠 ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童福祉法または子ども・子育て支援法関係情報」が含まれる項(13及び116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第10条の3及び第59条の2の2	事後	軽微な内容の変更
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	<p>町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報の保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	<p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない